

〇〇町会規約（作成例と解説）

1 規約の作成について

地縁団体が法人格を有する（認可地縁団体になる）ためには、その地縁団体が、地方自治法に基づいた規約を定めている必要があります。その規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項の規定が必須です。

以下の規約作成例には、必須の8項目と合わせて、認可地縁団体の運営上最低限必要な項目が規定されていますので、規約作成の参考にしてください。

条文中の（ ）内については、団体の実状に合わせて規定してください。

2 規約の変更と細則について

認可された地縁団体が規約の変更を行う場合には、総会員の4分の3以上の議決及び松本市への届出が必要です。規約の変更を行わずに済むように、比較的変更になりやすい項目（役員の種別、職務等）は、細則に定める方が簡便です。

細則の制定・改廃に関しては、松本市への届出が不要です。細則は、役員会等の議決によって制定・変更され、総会での承認をもって施行することができます。

3 条文の構成等

条文を構成する各部の名称は、以下の例のとおりです。

〔役員の種別〕 ← 見出し

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) その他の役員 若干名

(4) 監事 ○人

2 その他の役員の種別は、細則にこれを定める。

← 第10条第1項

← 第10条第1項第1号

← 第10条第1項第2号

← 第10条第1項第3号

← 第10条第1項第4号

← 第10条第2項

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持及び形成することを目的とする。

（事業）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

- (2) 地域福祉及び文化教養の向上に関する事。
- (3) 回覧板の回付等住民相互の連絡に関する事。
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (5) 区域内の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (6) 所有する資産（及び受託した資産）の維持管理に関する事。
- (7) ○○○○○○○○○○○
- (8) ××××××××××
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事。

【第1、2条の解説】

認可地縁団体の認可要件として、地方自治法第260条の2に「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。」と定められています。認可地縁団体の目的は、広く地域的なものである必要がありますが、規約に定める活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的である必要があります。

なお、例として挙げた活動内容は、あくまでも一例ですので、全てこの通りである必要はありません。各団体の運営・活動実態に沿った内容を定めてください。

(名称)

第3条 本会は、○○町会と称する。

【第3条の解説】

地方自治法上、認可地縁団体の名称についての制限はありません。ただし、他の法令において名称の使用制限がある（商工会でないものが「商工会」という名称を使用することはできない。）場合には、これに従います。

(区域)

第4条 本会の区域は、別紙に定める区域とする。

【第4条の解説】

認可地縁団体の区域は、「当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない」ことが、地方自治法第260条の2に定められています。

最終ページ【別紙「区域」の解説】もご参照ください。

(主たる事務所)

第5条 本会の主たる事務所は、□□県○○市△△×番○号に置く。

【第5条の解説】

主たる事務所は、認可地縁団体の唯一の事務所として、団体内部での連絡や会合、書類の保管等に最も適したところに置きます。

主たる事務所は、集会施設か代表者宅に置くのが一般的です。集会施設とする場合は、住居表示又は地番及び家屋番号により定め、代表者宅とする場合は、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」のように定めます。

第2章 会員

（会員）

第6条 第4条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

（2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。賛助会員について、詳しくは細則にこれを定める。）

【第6条の解説】

地方自治法第260条の2に、会員の資格について、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」と定められています。会員の資格として、区域に住所を有すること以外に、年齢、性別等の条件を定めることは認められません。

なお、ここでの「住所を有する」は、その土地を生活の本拠としていることをいい、住民登録の有無は問いません。

なお、個人以外の、法人及び団体は、構成員とはなれませんが、賛助会員として、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能です。賛助会員が納める賛助会費や賛助会員の扱いについては、細則に定めるのが適当です。

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【第7条の解説】

- ・会費は、会員にとっても団体にとっても重要な事項なので、金額も含めて規約に定めることも考えられます。しかし、その場合、会費額の変更の度に規約の変更手続きを行わなければならないため、例のように定めるのが適当であると考えられます。
- ・会費は、従来通り、世帯単位で徴収するのが一般的です。

（入会）

第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【第8条の解説】

入会の申込みは、会として確実に受理し得る者への提出を求めるものであり、会長以外の担当役員やブロック長、組長等に提出することとしてもよいです。また、必要に応じて、届出の方法を具体的に定めることも可能です。ただし、入会に際して何らかの制約を設けることは認められません。

第2項の「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することが社会通念上妥当と認められる場合をいいます。しかしながら、実際の運営上は、極めて例外的な場合に限られると思われます。

(退会等)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退会したものとみなす。

3 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【第9条の解説】

退会に関しても入会手続きと同様に、本人の退会の意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思に制約を加えることは、認められません。

なお、長期にわたる会費の不払いなど、著しい義務違反等があった場合には、一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとする必要があります。

第3章 役員

(役員の種別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 若干名
- (4) 監事 ○人

2 その他の役員の種別は、細則にこれを定める。

【第10条の解説】

認可地縁団体の役員に関して、地方自治法第260条の5には「認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない」ことが、また、同法第260条の11には「認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる」ことが、

それぞれ定められています。

また、その他に、会計、衛生部長、体育部長等の様々な役員を設けることが考えられます。役員の種別は、比較的変更になりやすい項目ですので、細則に定める方が簡便です。

（役員の選任）

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

【第11条の解説】

役員の選任は、総会において行うことが適当です。

監事については、会務の執行を監査する役職上、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは避ける必要があります。

（役員の職務）

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、（会長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。

3 その他の役員の職務については、細則にこれを定める。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【第12条の解説】

認可地縁団体の代表権は、代表者（会長）一人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くことになった場合には、ただちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、標記のように、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて、副会長を置くことが望ましいと言えます。（ただし、副会長による会長の職務代行は、法律行為には及び得ないため、直ちに後任の会長を選出すべきです。）

その他の役員の職務に関しては、その種別と同様に、細則に定める方が簡便です。

監事の職務内容は、地方自治法第260条の12の規定に従います。

<参考> 地方自治法

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【第13条の解説】

役員の任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは、事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるのも弊害を生じるおそれがあります。また、事務執行上支障が生じないよう、本条第3項の規定を置くことが望ましいです。

なお、役員の解任手続きを定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【第16条の解説】

総会は、地縁団体の運営事項のうち、規約第41条において役員会等に委任したもの(「細則に定める」としたもの)以外全ての事項について議決できます。ただし、代表者の選出、

規約の変更、解散の決議、解散時の残余財産の処分等、法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできません。

「この規約に定める」総会の議決事項は、①会費額の決定②役員の選任（代表者の選出を含む。）③資産の処分④事業計画及び予算⑤事業報告及び決算⑥規約の変更⑦解散の決議⑧解散時の残余財産の処分⑨（細則に関する）委任の決議です。

（総会の開催）

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【第17条の解説】

認可地縁団体は、地方自治法第260条の13の「認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。」という規定により、毎年1回は、総会を開催しなければなりません。

また、地方自治法第260条の14第1項に該当する場合は、臨時総会を開催することができ、第2項に該当する場合は、臨時総会を開催しなければなりません。

<参考>地方自治法

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【第18条の解説】

総会の開催権限は会長が有しますが、第18条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求があったときは、総会を招集する必要があります。総会招集の通知は、地方自治法第260条の15に規定されているとおり、総会開催の5日前までに行います。

招集の通知方法についての規定はありませんが、文書で行うのが一般的です。

<参考> 地方自治法

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【第19条の解説】

総会の議長は、表決権を行使することとなるため、出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選出されているので「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

【第20、21条の解説】

・総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法には規定されていませんが、例のように定めることが適当であると考えられます。

なお、特定の重要事項について、議決数を「出席した会員の4分の3以上」や「3分の2以上」などと規定することも可能です。

・第21条第2項は、地方自治法第260条の19の2第2項に則る規定です。なお、書面又は電磁的方法による決議においては、その議決事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会の開催の省略も認められていません。

<参考> 地方自治法

第260条の19の2第2項 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の選任
- (3) 財産の処分に関する事
- (4) 解散に関する事
- (5) 合併に関する事

【第22条の解説】

- ・ 地方自治法により、各構成員の表決権は平等と定められています。
- ・ 地方自治法により、認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は表決権を有しません。
- ・ 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、表決権を1世帯1票とすることは可能です。
- ・ したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため、1世帯1票の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、1世帯1票の適用は、適当とは考えられません。
- ・ この他、事業計画・予算の決定、事業報告・決算の承認も重要事項ですので、総会の議決が望まれます。

<参考>地方自治法

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

(総会の書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

【第23条の解説】

書面表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員の数は、総会への出席者数及び議決数に含めます。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【第24条の解説】

松本市に対して、規約変更認可や代表者変更等の申請をする際に、総会が有効に成立し、かつ、審議事項が有効に議決されたことを証明しなければなりません。そのため、議事録の作成について規約に定める必要があります。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

【第25条の解説】

監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。

しかしながら、監事も役員会に出席できると規定することは可能です。その場合は、第2項に「監事は、表決権を有しない。」などと規定するのが適当です。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【第26条の解説】

認可地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは困難であるため、役員会において実務上の執行に関する事項を決定することが会の運営上適当であると考えられます。

（役員会の招集等）

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

【第30条の解説】

地縁による団体が法人格を取得する目的は、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにありますが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。したがって、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債を除く。）の構成等を定めておく必要があります。

規約に「資産の構成」の条文を設け、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、例のように「別に定める財産目録記載の資産」とする方が簡便です。

なお、「財産目録」は、地方自治法第260条の4に基づき設立時及び毎年（毎年度）初め3か月以内に作成することとなっています。

<参考> 地方自治法

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決と要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【第31、32、33条の解説】

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととするのが適当ですが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には、総会の議決を要すると規定する必要があります。

このため、第32条のように定め、総会において、処分に関する議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

【第34、35条の解説】

事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁団体にとって重要な事項なので、総会の議決又は承認を得る必要があります。

また、財産目録は、地方自治法第260条の4により、認可を受ける時及び毎年度末に作成しなければならないこととされています。財産目録も、事業計画・事業報告、予算・決算と併せて、総会に諮る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度

終了後に行うためには、通常総会を年2回行わなくてはなりません。年度開始前に総会を開催して事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は予算がないことになりますので、第34条第2項のように定めます。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、(翌年)△月△日に終わる。

【第36条の解説】

会計年度の定め方には、特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松本市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【第37条の解説】

本条は、地方自治法第260条の3に則るものであり、規約の変更は、総会の専権事項となっています。

<参考>地方自治法

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

【第38条の解説】

本条は、地方自治法第260条の20及び21に則るものであり、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、当該認可地縁団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は地縁団体自体の解散の両方を含

む。) することとなります。

なお、例以外の解散事由を規約に定めることも可能です。

<参考> 地方自治法

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続き開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(合併)

第39条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松本市長の認可を受けなければ合併することはできない。

【第39条の解説】

令和4年の改正によって、地方自治法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められました。

合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、市町村長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

<参考> 地方自治法

第260条の39 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【第40条の解説】

本条は、地方自治法第260条の31に則る規定です。解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑みて適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に、帰属させることが適当であると考えられます。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、例のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めるのが適当です。

なお、地方自治法には必要な議決数の規定はありませんが、残余財産の処分は団体にとって重要な事項であるため、「総会員の4分の3以上」の議決を要する旨を規定するのが適当です。

<参考> 地方自治法

第260条の3 1 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

【第42条の解説】

賛助会員や役員の種別、職務等に関する細則を定める者は、役員会以外（会長、組長会、ブロック長会等）でも構いません。ただし、会員が役員会等に委任する（役員会等による細則の制定を認める）ことについて、総会の議決を得る必要があります。

個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。ただし、細則を定めたときは、次の総会に報告し、承認を得る必要があります。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 旧○○町会規約は、廃止する。
- 3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、○年○月○日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。
- 6 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

【附則の解説】

- ・第1項について…認可地縁団体の規約は、松本市長による認可年月日から施行となります。
- ・第2項について…認可手続き以前に規約が存在していた場合は、旧規約は廃止としてください。
- ・設立初年度は、事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第3項、第4項及び第5項のように定めることが適切です。

【認可の取り消しについて】

市町村長は、認可地縁団体が法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています（同条第14項）。具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

〇〇町会区域

松本市大字〇〇1000番1を起点としてXXXX番X、XXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番X、XXXX番Xを経てXXXX番Xまで、同地番から市道2000号線を横断してXXXX番まで、同地番から市道XXXX号線沿いにXXXX番Xまで、同地番から市道XXXX号線沿いにXXXX番XX、XXXX番Xを経てXXXX番Xまで、同地番から県道100号松本線沿いXXXX番Xまで、同地番から国道158号を横断してXXXX番Xまで、同地番からXXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番、XXXX番を経てXXXX番まで、同地番から市道XXXX号線沿いに起点1000番1に至る区域

【別紙 「区域」 の解説】

第4条で、「別紙に定める」とした区域です。

認可申請前に、住宅地図上に団体の区域を示していただき、区域の確認をします。

団体の区域を客観的かつ一義的に示すために文章化し、別紙として規約に添付します。
その際の区域の文章化作業は、地域づくり課で行います。